

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月7日
【四半期会計期間】	第93期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	ポーソー油脂株式会社
【英訳名】	BOSO OIL&FAT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川崎 薫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本石町四丁目5番12号
【電話番号】	03 - 3241 - 4226（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 古川 勝彦
【最寄りの連絡場所】	千葉県船橋市日の出2丁目17番1号
【電話番号】	047 - 433 - 5551
【事務連絡者氏名】	経理部長 古川 勝彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第1四半期連結 累計期間	第93期 第1四半期連結 累計期間	第92期
会計期間	自2019年 4月1日 至2019年 6月30日	自2020年 4月1日 至2020年 6月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日
売上高 (千円)	2,982,431	2,983,134	12,303,700
経常利益又は経常損失 () (千円)	80,508	19,104	275,344
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失 () (千円)	84,146	17,693	209,546
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	96,576	6,895	200,095
純資産額 (千円)	4,108,918	3,993,644	4,000,548
総資産額 (千円)	10,302,102	9,339,448	9,731,083
1株当たり四半期(当期) 純損失 () (円)	56.82	11.95	141.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.86	42.73	41.08

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある以下の事項が発生しております。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても17百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、昭和産業株式会社による当社株式の公開買付けに賛同を表明し、2020年7月13日をもちまして本公開買付けは成立いたしました。今後、一連の手続を経て当社は昭和産業株式会社の完全子会社となる見込みです。

当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に対処すべく、従来より取り組んでまいりました家庭用こめ油、業務用こめ油の拡販、また業務用ナタネ油の拡販による工場稼働率の向上に加え、昭和産業株式会社による当社の完全子会社化によって、両社の製造体制の統合による生産効率向上、両社の商材と販路を活用したクロスセル、物流・購買コストの削減、研究開発の知見の相互補完による開発の加速といった様々なシナジーを見込んでおり、これらの施策により、業績黒字化を達成するよう取り組んでまいります。

また、当第1四半期連結会計期間末において現金及び預金9億61百万円を保有していることから、資金面に支障はないと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動の制限を余儀なくされております。食品業界においても、緊急事態宣言の発令により外食や給食需要が激減するとともに、家庭内調理の需要が高まるなど、食を取り巻く環境は大きく変化いたしました。緊急事態宣言はひとまず解除されたものの、未だ感染収束の兆しが見えない中、先行きは極めて不透明な状況が続くと思われま

す。こうした中、当社グループでは、業務用食用油につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛の影響で外食向け需要が減少いたしました。取引先の新規開拓等により販売数量は前年同期並みを維持し、ナタネ油の採算性を重視した営業活動により、売上総利益では前年同期を上回りました。

家庭用食用油につきましては、従来より注力しておりましたこめ油の取扱店舗拡大に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛などにより家庭内調理の需要が高まったことで、販売数量、利益ともに前年同期を大きく上回りました。

油粕製品である脱脂糠につきましては、こめ油の生産に見合った適正数量の販売を安定的に継続しております。

その結果、当第1四半期連結累計期間の営業成績は、売上高29億83百万円（前年同四半期は29億82百万円）、経常利益19百万円（前年同四半期は経常損失80百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失17百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失84百万円）となりました。

なお、当社グループは、全セグメントの売上高の合計額、営業損益の合計額に占める油脂部門及びその副産物である油粕部門の製造及び販売事業の割合が、いずれも90%を超えているため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は43億15百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億68百万円減少いたしました。主な減少の要因は、現金及び預金が1億94百万円減少したことによるものであります。固定資産は50億24百万円となり、前連結会計年度末に比べ22百万円減少いたしました。主な減少の要因は、有形固定資産が33百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、93億39百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億91百万円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は31億45百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億6百万円減少いたしました。主な減少の要因は支払手形及び買掛金が2億84百万円減少したことによるものであります。固定負債は22億円となり、前連結会計年度末に比べ78百万円減少いたしました。主な減少の要因は長期借入金が71百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、53億45百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億84百万円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は39億93百万円となり、前連結会計年度末に比べ6百万円減少いたしました。主な減少の要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失を17百万円計上したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、27百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、2020年5月14日付プレスリリース「昭和産業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同表明及び応募推奨のお知らせ」において公表しているとおり、2020年5月14日開催の取締役会において、昭和産業株式会社（以下「昭和産業」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。上記取締役会決議は、昭和産業が本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社を昭和産業の完全子会社とすることを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

本公開買付けは、2020年5月18日から2020年7月13日まで実施され、2020年7月14日付プレスリリース「昭和産業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」において公表しているとおり、昭和産業より、本公開買付けの結果について、当社株式1,299,350株の応募があり、買付予定数の下限（987,300株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

本公開買付けは成立いたしました。昭和産業は当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できず、かつ、当社の総株主の議決権の数の90%以上を取得することができなかったことから、2020年8月7日開催の当社取締役会において、株式の併合及び定款一部変更について2020年9月8日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。本株式併合により、昭和産業以外の株主の皆様が所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項」の（重要な後発事象）をご参照ください。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000
計	2,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,606,000	1,606,000	(株)東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	1,606,000	1,606,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	1,606	-	1,351,300	-	814,596

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 125,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,476,900	14,769	-
単元未満株式	普通株式 4,000	-	-
発行済株式総数	1,606,000	-	-
総株主の議決権	-	14,769	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ポーソー油脂(株)	東京都中央区 日本橋本石町 四丁目5番12号	125,100	-	125,100	7.79
計	-	125,100	-	125,100	7.79

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、シンシア監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

第92期連結会計年度

東陽監査法人

第93期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間

シンシア監査法人

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,155,710	961,216
受取手形及び売掛金	2,320,135	2,247,408
商品及び製品	446,680	427,492
仕掛品	255,764	240,603
原材料及び貯蔵品	456,775	382,326
その他	51,939	58,881
貸倒引当金	2,777	2,639
流動資産合計	4,684,227	4,315,289
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	949,087	943,106
機械装置及び運搬具(純額)	923,283	902,502
土地	1,973,993	1,973,993
リース資産(純額)	643,400	633,913
その他(純額)	13,350	12,659
建設仮勘定	8,441	11,428
有形固定資産合計	4,511,557	4,477,604
無形固定資産	64,614	62,143
投資その他の資産		
投資有価証券	380,330	395,850
その他	90,353	88,558
投資その他の資産合計	470,683	484,409
固定資産合計	5,046,855	5,024,158
資産合計	9,731,083	9,339,448

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,613,013	1,328,592
短期借入金	2 1,283,680	2 1,276,630
未払法人税等	71,320	5,824
賞与引当金	92,305	38,094
その他	390,767	495,862
流動負債合計	3,451,086	3,145,004
固定負債		
長期借入金	609,760	537,840
退職給付に係る負債	520,869	522,934
役員退職慰労引当金	12,433	12,865
繰延税金負債	497,664	503,618
資産除去債務	3,429	3,439
リース債務	635,290	620,102
固定負債合計	2,279,448	2,200,799
負債合計	5,730,535	5,345,803
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,351,300	1,351,300
資本剰余金	814,596	814,596
利益剰余金	1,959,086	1,941,393
自己株式	196,965	196,974
株主資本合計	3,928,017	3,910,315
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	69,806	80,231
その他の包括利益累計額合計	69,806	80,231
非支配株主持分	2,724	3,097
純資産合計	4,000,548	3,993,644
負債純資産合計	9,731,083	9,339,448

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	2,982,431	2,983,134
売上原価	2,615,232	2,530,052
売上総利益	367,198	453,081
販売費及び一般管理費	440,815	426,383
営業利益又は営業損失()	73,617	26,698
営業外収益		
受取配当金	4,917	5,003
受取手数料	1,963	540
受取保険金	11,114	1,712
貸倒引当金戻入額	5	196
その他	1,520	1,322
営業外収益合計	19,521	8,775
営業外費用		
支払利息	15,856	13,900
支払手数料	8,611	-
その他	1,944	2,469
営業外費用合計	26,412	16,370
経常利益又は経常損失()	80,508	19,104
特別損失		
固定資産除却損	816	-
公開買付関連費用	-	33,202
特別損失合計	816	33,202
税金等調整前四半期純損失()	81,325	14,098
法人税、住民税及び事業税	1,717	1,835
法人税等調整額	1,116	1,386
法人税等合計	2,834	3,222
四半期純損失()	84,159	17,320
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	13	373
親会社株主に帰属する四半期純損失()	84,146	17,693

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純損失()	84,159	17,320
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12,416	10,424
その他の包括利益合計	12,416	10,424
四半期包括利益	96,576	6,895
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	96,563	7,268
非支配株主に係る四半期包括利益	13	373

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
受取手形割引高	199,822千円	146,583千円

2. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及びそのうちの1行とコミットメントライン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	4,075,000千円	4,075,000千円
借入実行残高	841,000	848,500
差引額	3,234,000	3,226,500

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)の償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	62,814千円	63,779千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業損失及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める油脂部門及びその副産物である油粕部門の製造及び販売事業の割合が、いずれも90%を超えているため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める油脂部門及びその副産物である油粕部門の製造及び販売事業の割合が、いずれも90%を超えているため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	56円82銭	11円95銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	84,146	17,693
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	84,146	17,693
普通株式の期中平均株式数(株)	1,480,879	1,480,858

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 昭和産業株式会社による当社株式に対する公開買付けについて

当社は、2020年5月14日付プレスリリース「昭和産業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同表明及び応募推奨のお知らせ」において公表しているとおり、2020年5月14日開催の取締役会において、昭和産業株式会社(以下「昭和産業」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。上記取締役会決議は、昭和産業が本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社を昭和産業の完全子会社とすることを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

本公開買付けは、2020年5月18日から2020年7月13日まで実施され、2020年7月14日付当社プレスリリース「昭和産業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」において公表しているとおり、昭和産業より、本公開買付けの結果について、当社株式1,299,350株の応募があり、買付予定数の下限(987,300株)以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2020年7月20日(本公開買付けの決済の開始日)付で昭和産業による当社の総株主等の議決権に対する議決権所有割合が50%超となったため、昭和産業は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。

(1) 異動する株主の概要

昭和産業株式会社（新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなった株主）の概要

(1) 名称	昭和産業株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区内神田2丁目2番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 新妻 一彦		
(4) 事業内容	小麦粉、植物油、糖化製品、二次加工食品等の製造販売、配合飼料の販売、倉庫業、不動産の賃貸		
(5) 資本金	12,778百万円（2020年3月31日現在）		
(6) 設立年月日	1936年2月18日		
(7) 大株主及び持株比率 （2020年3月31日現在） （注）	伊藤忠商事株式会社		8.2%
	株式会社千葉銀行		4.9%
	三井物産株式会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）		4.9%
	ユアサ・フナシヨク株式会社		4.0%
	損害保険ジャパン株式会社		3.8%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）		3.7%
	農林中央金庫		3.5%
	双日株式会社		3.2%
	昭和産業取引先持株会		3.2%
	株式会社カーギルジャパン		3.0%
(8) 当社と昭和産業の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社は昭和産業にこめ油及び脱脂米ぬかを販売するとともに、コーンジャーム加工業務を受託しております。また、当社は、昭和産業より、ナタネ油及びコーン油を仕入れております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		

（注）「（7）大株主及び持株比率（2020年3月31日現在）」は、昭和産業が2020年6月24日に提出した第119期有価証券報告書に記載された「大株主の状況」より引用しております。なお、損害保険ジャパン株式会社は、2020年4月1日に「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」から商号を変更しております。

(2) 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

昭和産業株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	12,993個 (87.74%)	-	12,993個 (87.74%)	第1位

（注）「議決権所有割合」は、当社が2020年6月26日に提出した第92期有価証券報告書に記載された2020年3月31日現在の当社の発行済株式総数（1,606,000株）から、当社が所有する自己株式数（125,140株）を控除した株式数（1,480,860株）に係る議決権の数（14,808個）を分母として計算（小数点以下第三位を四捨五入）しております。以下同じです。

(3) 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式1,299,350株の応募があったものの、昭和産業は、本公開買付けにより、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社が2020年5月14日に公表した「昭和産業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同表明及び応募推奨のお知らせ」の「3.本公開買付けに関する意見の内容」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續に従って、当社の株主を昭和産業のみとするを予定しているとのことです。その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

2. 株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について

当社は、2020年8月7日開催の取締役会において、2020年9月8日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、株式併合及び定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合について

株式併合の目的及び理由

2020年7月14日付当社プレスリリース「昭和産業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、昭和産業は、2020年5月18日から2020年7月13日までの41営業日を公開買付けの買付け等の期間とする本公開買付けを実施いたしました。本公開買付けの結果、2020年7月20日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、昭和産業は当社株式1,299,350株（議決権所有割合：87.74%）を保有するに至っております。

上記のとおり、本公開買付けは成立いたしました。本公開買付けによって昭和産業は当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できず、かつ、当社の総株主の議決権の数の90%以上を取得できなかったことから、昭和産業より当社に対して、当社株式の併合を行うこと及び当社株式の併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案とする本臨時株主総会を開催するよう要請がありました。これを受けて、当社は、昭和産業が本公開買付けにより1,299,350株（議決権所有割合：87.74%）を保有するに至ったことを踏まえ、2020年8月7日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を昭和産業のみとするために、当社株式185,106株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。本株式併合により、昭和産業以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

株式併合の比率

当社株式185,106株を1株に併合いたします。本株式併合の効力発生後における発行済株式総数は8株となります。

株式併合の日程

本臨時株主総会基準日公告日	: 2020年7月6日（月）
本臨時株主総会基準日	: 2020年7月21日（火）
取締役会決議日	: 2020年8月7日（金）
本臨時株主総会開催日	: 2020年9月8日（火）（予定）
整理銘柄指定日	: 2020年9月8日（火）（予定）
当社株式の売買最終日	: 2020年9月24日（木）（予定）
当社株式の上場廃止日	: 2020年9月25日（金）（予定）
本株式併合の効力発生日	: 2020年9月29日（火）（予定）

1株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	10,518,316円50銭	2,211,707円25銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本臨時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決された場合には、本株式併合を実施し、当社の株主は昭和産業のみとなる予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、2020年9月8日から2020年9月24日までの間、整理銘柄に指定された後、2020年9月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

(3) 単元株式数の定めの廃止について

廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることによるものです。

廃止予定日

2020年9月29日(予定)

廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款の一部変更に関する議案(下記「(4) 定款一部変更について」をご参照ください。)が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

(4) 定款一部変更について

定款変更の目的

- (イ) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (ロ) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条(単元株式数)、第8条(単元未満株式の売渡請求)及び第9条(単元未満株主の権利制限)の全文を削除し、第11条(株式取扱規程)を変更し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (ハ) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は昭和産業1名となり、基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条(基準日)を変更するものであります。

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条（条文省略）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 本会社の発行可能株式総数は、<u>240万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第6条 本会社の1単元の株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第7条（条文省略）</p> <p>（単元未満株式の売渡請求）</p> <p>第8条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を本会社に請求することができる。</p> <p><u>買増しを請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（単元未満株主の権利制限）</p> <p>第9条 本会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p> <p>第10条（条文省略）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第12条 本会社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告をして一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>第13条～第43条（条文省略）</p>	<p>第1条～第4条（現行どおり）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 本会社の発行可能株式総数は、<u>32株</u>とする。</p> <p>（削除）</p> <p>第6条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第7条（現行どおり）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第9条 本会社は、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告をして一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</p> ことができる。 <p>第10条～第40条（現行どおり）</p>

定款変更の日程
2020年9月29日(予定)

定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

3. 自己株式の消却について

当社は、2020年8月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2020年8月28日付で自己株式125,148株(2020年6月30日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議いたしました。消却後の発行済株式総数は1,480,852株となります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月7日

ポーソー油脂株式会社

取締役会 御中

シンシア監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石田 和寛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金本 光博 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているポーソー油脂株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ポーソー油脂株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年8月7日開催の取締役会において、2020年9月8日開催予定の臨時株主総会にて株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について付議することを決議した。同臨時株主総会において承認可決され、所定の手続が予定通り行われた場合、会社の発行する株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる見込みである。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2020年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2019年9月9日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2020年6月26日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。